

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月15日
【事業年度】	第38期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社MARUWA
【英訳名】	MARUWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神戸 誠
【本店の所在の場所】	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地
【電話番号】	0561（51）0841（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 丹羽 邦人
【最寄りの連絡場所】	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地
【電話番号】	0561（51）0841（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 丹羽 邦人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月24日に提出した第38期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

4【関係会社の状況】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 企業統治の体制

・株式の保有状況

4. 取締役の選任及び解任の決議要件

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

4【関係会社の状況】

(訂正前)

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合（又は被 所有割合） （％）	関係内容
(連結子会社) <中略>					
(その他の関係会社) 株式会社ケーマルワ	愛知県 尾張旭市	千円 20,000	不動産の貸付	(32.3)	不動産の賃貸借 役員の兼任あり

<後略>

(訂正後)

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合（又は被 所有割合） （％）	関係内容
(連結子会社) <中略>					
(その他の関係会社) 株式会社ケーマルワ	愛知県 尾張旭市	千円 20,000	不動産の貸付	(32.3)	役員の兼任あり

<後略>

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 企業統治の体制

・株式の保有状況

(訂正前)

<前略>

□. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

<中略>

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	309,010	118,660	事業関係や取引関係を強化し企業関係を向上させる目的
ローム(株)	19,704	102,657	同上
(株)村田製作所	3,222	19,298	同上
(株)名古屋銀行	35,000	9,380	同上
日立製作所(株)	12,000	5,196	同上
太陽日酸(株)	6,244	4,327	同上
三洋電機(株)	35,000	4,258	同上
(株)三菱ケミカルホールディングス	7,374	3,856	同上
(株)ノリタケカンパニーリミテド	8,554	3,028	同上
新日本無線(株)	4,287	1,008	同上
商工中金	10,000	1,000	同上
(株)アコーディアゴルフ	10	587	同上

<後略>

(訂正後)

<前略>

□ . 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

<中略>

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	309,010	118,660	事業関係や取引関係を強化し企業関係を向上させる目的
ローム(株)	19,704	102,657	同上
(株)村田製作所	3,222	19,298	同上
(株)名古屋銀行	35,000	9,380	同上
日立製作所(株)	12,000	5,196	同上
大陽日酸(株)	6,244	4,327	同上
三洋電機(株)	35,000	4,258	同上
(株)三菱ケミカルホールディングス	7,374	3,856	同上
(株)ノリタケカンパニーリミテド	8,554	3,028	同上
新日本無線(株)	4,287	1,008	同上
(株)アコーディアゴルフ	10	587	同上

<後略>

4. 取締役の選任及び解任の決議要件

(訂正前)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。